

## 目 次

## 第X部 実用新案

## 第1章 実用新案登録の基礎的要件

- 1. 概要 …………… 1 -
- 2. 基礎的要件についての判断 …………… 1 -
  - 2.1 保護対象違反(第6条の2第1号及び第14条の3第1号) …………… 2 -
    - 2.1.1 「考案」、「物品」、「形状」、「構造」及び「組合せ」の定義 …… 2 -
    - 2.1.2 保護対象違反の例 …………… 3 -
  - 2.2 公序良俗等違反(第4条、第6条の2第2号及び第14条の3第2号) …… 3 -
  - 2.3 実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反(第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号及び実用新案法施行規則第4条) …………… 3 -
  - 2.4 考案の単一性違反(第6条、第6条の2第3号及び第14条の3第3号) …… 4 -
  - 2.5 明細書等の著しい記載不備(第6条の2第4号及び第14条の3第4号) …………… 4 -
    - 2.5.1 実用新案登録請求の範囲について …………… 4 -
    - 2.5.2 実用新案登録請求の範囲以外の部分について …………… 5 -
- 3. 基礎的要件違反の場合の取扱い …………… 5 -

## 第2章 実用新案技術評価

- 1. 概要 …………… 1 -
- 2. 実用新案技術評価 …………… 1 -
- 3. 実用新案技術評価の進め方 …………… 2 -
  - 3.1 評価対象の決定 …………… 2 -
  - 3.2 請求項に係る考案の認定 …………… 2 -
  - 3.3 先行技術調査の対象の決定 …………… 2 -
  - 3.4 先行技術調査 …………… 3 -
  - 3.5 新規性、進歩性等の評価 …………… 3 -
    - 3.5.1 新規性、進歩性等の評価についての留意事項 …………… 3 -
  - 3.6 先行技術調査及び新規性、進歩性等の評価をすることが困難である場合の取扱い …………… 4 -
- 4. 評価書の作成 …………… 6 -
  - 4.1 評価の表示 …………… 6 -

< 関連規定 >